

「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱

制 定 平成27年 4 月 16 日 神総第 32 号（区長決裁）
最 近 改 正 令和 7 年 4 月 1 日 神総第 2479号（区長決裁）

（趣 旨）

- 第 1 条 この要綱は、町の防災組織が行う、地域の現状を踏まえた共助による防災活動等を支援するため、神奈川区共助推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。
- 2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 町の防災組織
大地震等の災害の防止、軽減、予防のため、町内会等及び共同住宅の管理組合等を単位として自主的に設置運営される防災組織をいう。
 - (2) 防災活動等
地域の防災上の課題や現状に対応することを目的として、町の防災組織が実施する防災訓練や講演会、体験施設見学等その他の活動をいう。
 - (3) 防災資機材等
大地震等の災害時に被災した住民の共助による避難や救出、救護などを円滑に行うことを目的とする物品等をいう。
 - (4) 自治会町内会館等
町の防災組織である町内会等及び共同住宅の管理組合等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する集会施設をいう。

（対象団体）

- 第 3 条 この要綱における本補助金の交付対象団体は、神奈川区所在の町の防災組織であって、かつ、本補助金の交付を受けようとする当該年度において、町の防災組織活動費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日総危第 10398 号総務局長決裁）に基づく交付申請を行っている団体とする。

（補助の対象）

- 第 4 条 補助の対象は、前条に規定する団体が行う防災活動等で必要とする経費かつ、次の各号に定めるものとする。
- (1) 防災資機材等の購入及び作成費用
 - (2) 外部講師や指導者による講演会等委託費用
 - (3) 防災活動等に係る会場施設等の借上料
 - (4) 防災施設の見学時等のマイクロバス借上料（道路通行料、駐車場利用料を含む。）
 - (5) 自治会町内会館等の窓ガラス飛散防止フィルム設置費用（施工が伴うものに限る。）
 - (6) その他神奈川区長（以下「区長」という。）が必要と判断するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは対象外とする。

- (1) 倉庫その他専ら物品を収納することを目的とするもの
- (2) 食料、水その他飲食物にあたるもの
- (3) 紙おむつ、トイレットペーパー、生理用品その他衛生物品にあたるもの
- (4) ガソリン・オイル等の燃料等や乾電池など消耗品にあたるもの
- (5) 防災施設見学に関連のないマイクロバス借上料。ただし、休憩等は経路の範囲内であれば、この限りでない。
- (6) 振込手数料金
- (7) 申請日より前に購入・実施したもの
- (8) 町の防災組織活動費補助金、その他本市又は社会福祉協議会の補助金を用いた支出と重複するもの
- (9) その他第2条第2項第3号にあたらないと区長が判断するもの

(補助対象経費)

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は、予算の範囲内で、前条に定める防災活動等及び防災資機材等の整備に要する経費の3分の2に相当する額とする。ただし、本補助金の交付を受けようとする当該年度から起算して過去3年間に交付を受けた対象団体については、一式当たり150,000円を上限とし、それ以外を対象団体については一式当たり250,000円を上限とする。また、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする町の防災組織は、区長が定める期日までに、「神奈川区共助推進事業」補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、見積書を添付しなければならない。ただし、第4条第1項に定める防災資機材等の購入費用において、見積書を受領できない等やむを得ない場合は、購入する商品の型番と値段が確認できる資料を添付することで見積書の代わりとすることができる。

3 補助金規則第5条第1項第5号の規定により区長が必要と認める補助金交付申請書への記載事項は、交付申請団体が活動する地域における防災上の課題や現状、その課題や現状に対応するために実施する防災活動等の概要、防災活動等の実施に必要となる第4条第1項に定める補助の対象とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第5条第1項第3号及び第4号の記載事項並びに補助金規則第5条第2項の添付書類とする。

5 本補助金の交付申請をすることができる回数は、各年度において1団体につき1回限りとする。

(交付及び不交付の決定通知)

第7条 区長は、本補助金の申請書を受理したときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当と認めた場合、本補助金の交付決定を「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定通知書（第2号様式）により行う。

2 区長は、本補助金の申請書を受理したときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当でないと認めた場合、本補助金を交付しない旨の決定通知を「神奈川区共助推進事業」補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行う。

(申請の取下げの期日及び事情変更による交付決定の取消し)

第8条 本補助金の交付取下げを求める町の防災組織は、区長が定める期日までに、「神奈川区共助推進事業」補助金交付取下げ申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから30日後の日とする。

3 区長は、本補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更等により、必要が生じたときは、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。本補助金を取り消す旨を「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により行う。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「神奈川区共助推進事業」補助金資機材整備・講演会等実施完了報告書(第6号様式)
- (2) 領収書の写し。ただし、事業者から領収書の写しを受領できない等やむを得ない場合は、事業者への支払が確認できる金融機関等が発行する振込受付書、振込金受取書、又は払込確認書等を添付することで領収書の写しの提出に代えることができる。
- (3) 防災資機材等を購入した場合は納品書の写し。ただし、購入事業者から納品書の写しを受領できない等やむを得ない場合は、購入した防災資機材等の写真等を添付することで納品書の写しの提出に代えることができる。
- (4) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合には、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

2 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号に掲げるものとする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定通知は、「神奈川区共助推進事業」補助金確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による本補助金の交付の請求は、「神奈川区共助推進事業」補助金請求書(第8号様式)により行わなければならない。

(訓練等の実施報告)

第12条 本補助金の交付を受けた団体は、本補助金の交付対象となった防災資機材等を用いた訓練や活動等を実施し、終了後速やかに「神奈川区共助推進事業」補助金訓練等実施報告書(第9号様式)により報告しなければならない。提出の期限は、原則として当該年度の3月末までとする。

(補助金決定の取消及び返還等)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助の目的に反して本補助金を使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

2 前項各号の場合は、横浜市が発行する納入通知書に従い、指定の金融機関に収めなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金規則第25条の規定により区長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、財産を取得した日から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(保守管理)

第16条 防災資機材等の保守管理は、本補助金の交付を受けた町の防災組織が行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年4月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年4月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年4月 1 日から施行する。

(神奈川県窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 令和2年7月26日付施行の「神奈川県窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金交付要綱」は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の「神奈川県共助推進事業」補助金交付要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者は、改正前の「神奈川県共助推進事業」補助金交付要綱の規定により、補助の決定又は補助金の交付を受けた者とみなす。

年 月 日

横浜市神奈川区長

団体名
代表者氏名
住所〒

電話（ ）

「神奈川区共助推進事業」補助金交付申請書

地域防災力の向上に向けた取組を推進するため、補助金の交付を受けたいので、「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては横浜市補助金等に関する規則(平成 17 年度 11 月 30 日横浜市規則 139 号)及び「神奈川区共助推進事業」補助金交付要綱を遵守します。

1 団体が活動する地域の防災上の課題や現状

☐ (1)住民に対する防災啓発が進んでいない	☐ (2)安否確認や避難誘導の手段がない
☐ (3)情報交換や通信の体制が整っていない	☐ (4)自治会町内会の本部機能が整っていない
☐ (5)防災資機材を保管する場所が少ない	☐ (6)その他：

2 上記 1 の課題や現状に対応するために実施する訓練や活動の概要

実施予定日： 月 日	
訓練や活動の概要	
☐ (1)講演会や防災施設見学等の啓発活動を行う	☐ (2)防災マップを活用して訓練を行う
☐ (3)防災資機材等を購入し、訓練等を行う	☐ (4)防災施設の見学等のためにバスを借り上げる
☐ (5)窓ガラス飛散防止フィルムを設置する	☐ (6)その他：

3 上記 2 に記載した訓練や活動に用いるために補助金の交付を申請する防災資機材等

品 目	数 量	単 価	小 計
※ 記入しきれないときは別紙に記入のこと		合計額④	円

4 補助金交付申請額（④× 2 / 3） 円

※過去 3 年間で本補助金の交付を受けた団体は上限 15 万円、それ以外の団体は上限 25 万円
※100 円未満切捨て

5 補助金交付申請にあたっての確認事項（☑してください。）

☐ 本申請により購入する防災資機材等は、町の防災組織活動費補助金、その他本市又は社会福祉協議会の補助金を用いた支出と重複するものではありません。

6 添付書類 見積書 ※見積書は、上記 3 の記載と同じ内容のものを添付してください。

3 上記 2 に記載した訓練や活動に用いるために補助金の交付を申請する防災資機材等

品 目	数 量	単 価	小 計
合計額㊤			

※ 本様式は、様式 1 に記入しきれない場合に使用してください。

第 号

年 月 日

様

横浜市神奈川区長



「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました共助推進事業補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して30日以内とします。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請以外の目的での使用又は他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業を中止するときは、速やかに区長に報告してください。
- (3) 補助金が交付され防災資機材等の購入、講演会の開催及び支払が終了した後は、速やかに完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。
- (4) 購入した防災資機材等を活用した訓練や活動は、原則として3月までに実施し、実施後は「神奈川区共助推進事業補助金」訓練等実施報告書(第7号様式)を提出してください。
なお、訓練や活動の内容について報告会での発表を依頼することがありますので、その際には御協力をお願いします。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (6) この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

(A4)

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長 

「神奈川区共助推進事業」補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました当該年度の共助推進事業補助金については、次のとおり
交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付理由

年 月 日

横浜市神奈川区長

団体名
代表者氏名
住所〒

電話 ()

「神奈川区共助推進事業」補助金交付取下げ申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知を受けました「神奈川区共助推進事業補助金について、次のとおり交付申請の取下げを申請します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 補助金交付申請取下げ理由(具体的かつ詳細に記載すること。)

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長



「神奈川区共助推進事業」補助金交付決定取消通知書

年 月 日 神総第 号により交付決定を通知した「神奈川区共助推進事業」補助金について当該交付決定の全部(一部)を取り消します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 補助金交付決定取消額

_____ 円

3 取消理由

年 月 日

横浜市神奈川区長

団体名

代表者氏名

住所〒

電話 ()

「神奈川区共助推進事業」補助金
(防災資機材整備 ・ 講演会等実施) 完了報告書

防災資機材の購入、講演会等実施及び支払が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

1 完了年月日

年 月 日

2 要した費用総額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 要した費用の領収書の写し
- (2) 納品書等の写し（防災資機材等購入及び作成の場合）

第 号
年 月 日

様

横浜市神奈川区長 印

「神奈川区共助推進事業」補助金額確定通知書

年 月 日 神総第 号により交付を決定しました補助金について、次のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 要した費用総額

_____ 円

3 確定額

_____ 円

横浜市神奈川区長

年 月 日

団体名
代表者氏名
住所〒

電話 ()

「神奈川区共助推進事業」補助金請求書

年 月 日 神総第 号で確定通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金の請求額

円

2 振込先金融機関・口座

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		支店 出張所 支所					
普通 ・ 当座	口座番号						
(フリガナ)							
口座名義人							

※口座番号の確認のため、通帳の写しを添付してください。
(留意事項)
請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印は省略できません。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に神奈川区から交付される補助金を振り込んでください。

代表者 印

横浜市神奈川区長

団体名
代表者氏名
住所〒

電話 ()

「神奈川区共助推進事業」補助金訓練等実施報告書

訓練等実施日	
参加人数	
使用した 防災資機材等	
訓練の内容	
感想や意見	

※ 当日の写真等について、添付をお願いします。

この報告書は、原則として補助金の交付を受けた年度の3月末日までに提出してください。訓練等の内容について、区が開催する報告会等で発表を依頼する場合があります。